中間検査マニュアル

弘前市建設部建築指導課

令和5年4月1日改訂

目次

1.	中間検査制度の趣旨・概要	• • •	P. 2
2.	中間検査対象建築物		P. 2
3.	中間検査対象建築物の例		P. 5
4.	中間検査の流れ		P. 6
5.	提出書類		P. 7
6	由善笙毛粉料		DΩ

法 :建築基準法

令 :建築基準法施行令

規則 :建築基準法施行規則

市細則:弘前市建築基準法施行細則

1. 中間検査制度の趣旨・概要

平成7年の阪神・淡路大震災において、被災建築物約44万棟、死者約6,400名と戦後最大規模の被害が発生し、そのうち、建築物の倒壊によるものが約8割にも達しました。中でも、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多くみられ、このような被害が生じないよう、平成11年5月1日に施行された建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)により、建築物の施工中に検査を実施できる制度として中間検査制度が導入されました。

このことから、完了検査では確認できない構造等の建築基準関係規定の検査を建築物の工事施工中に行い、かつ、建築物の工事監理の適切化を図ることにより、工事監理者制度の啓発活動を促進し、建築物の安全性をより高め、災害に強いまちづくりを実現するため、中間検査を実施しています。

2. 中間検査対象建築物

確認申請(法第6条第1項)又は計画通知(法第18条第2項)が必要な工事が、表1の区域、構造、用途及び規模に該当し、同表の特定工程を含む場合、中間検査の対象となります。

規模については、棟ごとに、新築、増築、改築部分の床面積により判断します。用途が2以上の場合は、各用途それぞれの床面積により判断しますが、表2の各号に列記する類似用途の場合は、合計の床面積により判断します。

特定工程には、法で規定されているもの(法第7条の3第1項第一号)と特定行政庁が指定する もの(同項第二号)があり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、表1の特定工程後の工程を施工できません。

表 1 中間檢查対象建築物

法で規定されているもの	特定行政庁が指定するもの
全国	弘前市全域
_	木造、鉄骨造、鉄筋コンクリー
	ト造、鉄骨鉄筋コンクリート造
	及びこれらを含む併用構造
共同住宅	新築、増築又は改築に係る部分
	が、表2の用途の欄に掲げる用
o miles I	途に供する建築物で、同表の規
3階以上	模の欄に掲げる規模のもの
2階の床及びこれを支持する	表3の特定工程の欄参照
	公 0 0 / N C工程 0 / N 0 / N
工程	
2階の床及びこれを支持する	表3の特定工程後の工程の欄
はりに配置された鉄筋をコン	参照
クリートその他これに類する	
もので覆う工事	
対象	対象外
	全国 - 共同住宅 3階以上 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程 2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

表2 弘前市が指定する中間検査対象建築物の用途及び規模

衣2	が制用が指定する中間検査対象建築 用途	124 : 2 / 14 .	規模
1	劇場、映画館又は演芸場	ア.	その用途に供する部分が3階以上の階にあ
			るもの(3階以上の各階における当該用途に
			供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
			< 。)
		イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が300
			mが以上のもの
		ウ.	主階が1階にないもの(その用途に供する部
			分の床面積の合計が100㎡以下のものを除
2	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会	ア.	く。) その用途に供する部分が3階以上の階にあ
	観見場(産外観見場を除く。)、公会 堂又は集会場	<i>)</i> .	るもの(3階以上の各階における当該用途に
	至人は未云勿		供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
			く。)
		イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が300
			mg以上のもの
3	病院、診療所(患者の収容施設があ	ア.	その用途に供する部分が3階以上の階にあ
	るものに限る。) 又は児童福祉施設		るもの(3階以上の各階における当該用途に
	等(令第115条の3第1号に規定す		供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
	る児童福祉施設等をいう。)	,	く。)
		イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が500 ㎡以上のもの
4	ホテル又は旅館	ア.	その用途に供する部分が3階以上の階にあ
4	AND TO AVAIN CH		るもの(3階以上の各階における当該用途に
			供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
			<.)
		イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が500
			m²以上のもの
5	下宿、共同住宅(法第7条の3第1		その用途に供する部分の床面積の合計が100
6	項第1号を除く。)又は寄宿舎 学校又は体育館	ア.	m ³ 以上のもの その用途に供する部分が3階以上の階にあ
0	子仪又は伴月郎	<i>)</i> .	るもの(3階以上の各階における当該用途に
			供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
			(°)
		イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が
			2,000㎡以上のもの
7	博物館、美術館、図書館、ボーリン	ア.	その用途に供する部分が3階以上の階にあ
	グ場、スキー場、スケート場、水泳		るもの(3階以上の各階における当該用途に
	場又はスポーツの練習場		供する部分の床面積が100m ² 以下のものを除
		イ.	く。) その用途に供する部分の床面積の合計が
			2,000㎡以上のもの
8	百貨店、マーケット、展示場、キャ	ア.	その用途に供する部分が3階以上の階にあ
	バレー、カフェー、ナイトクラブ、		るもの(3階以上の各階における当該用途に
	バー、ダンスホール、遊技場、公衆		供する部分の床面積が100㎡以下のものを除
	浴場、待合、料理店、飲食店又は物		<.)
	品販売業を営む店舗	イ.	その用途に供する部分の床面積の合計が
0	事務所その他これに類するもの		1,000㎡以上のもの
9	尹伤川て火泄に私いに親するもり		その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの(当該用途に供する部分
			が5階以上の階にないものを除く。)
10	一戸建ての住宅、長屋又は兼用住宅		その用途に供する部分の床面積の合計が100
			が以上で、かつ、2階以上のもの
			※一戸建ての住宅に附属する車庫、物置等で、同一棟の
			ものは、一戸建ての住宅の床面積に含めるものとし、
			兼用住宅は、住宅部分の床面積に限る。

表3 弘前市が指定する特定工程等

	構造	特定工程	特定工程後の工程
1	木造	軸組(枠組壁工法にあっては耐	下地及び仕上げ工事
		力壁) 及び屋根工事が完了した	
		とき	
2	鉄骨造	2階の床版の取付工事(平家建	耐火被覆工事、下地及び仕上げ
		ての場合は建て方工事) が完了	工事、デッキプレート床構造の
		したとき	コンクリート打設工事
3	鉄筋コンクリート造又は	2階の床版(2階がない場合は	2階の床版(2階がない場合は
	鉄骨鉄筋コンクリート造	屋根版) の配筋工事が完了した	屋根版) のコンクリート打設及
		とき	び2階柱配筋工事

【注意】

- ① 特定工程について、上の表によることが適当でない場合は、申請者等と特定行政庁が協議し、 決定することとする。
- ② 併用構造の場合は、最初の特定工程とする。ただし、木造を含む建築物の場合は、木造の特定工程とする。
- ③ 木造の場合は、壁・天井の断熱工事に着手する前に中間検査を実施する。

3. 中間検査対象建築物の例

例(A、B、C、D:床面積(m³))	用途	工事 種別	規模	対象
	病院	新築	$A + B + C + D < 500 \text{m}^2$	×
病院A 4階			$A \le 100 \text{m}^2$, $B \le 100 \text{m}^2$	^
病院B 3階			$A + B + C + D \ge 500 \mathrm{m}^2$	0
病院C 2階			$A \le 100 \text{m}^2$, $B \le 100 \text{m}^2$	
病院D 1階			$A + B + C + D < 500 \text{m}^2$	
			$A \le 100 \text{m}^2$, $B > 100 \text{m}^2$	
	ホテル	増築	$A+B < 500\mathrm{m}^2$	
増築A 3階			$A \leq 100 \mathrm{m}^2$	×
既存 2階			$A+B < 500\mathrm{m^2}$	
既存 増築B 1階			$A > 100 \mathrm{m}^2$	
			$A + B \ge 500 \mathrm{m}^2$	0
	百貨店、	新築	$A + B + C < 1,000 \mathrm{m}^2$	
百貨店A 3階	マーケット		$A \leq 100 \mathrm{m}^2$	×
百貨店B 2階			$A + B + C < 1,000 \mathrm{m}^2$	
マーケットC 1階			$A > 100 \mathrm{m}^2$	
			$A + B + C \ge 1,000 \mathrm{m}^2$	0
	一戸建て	新築	A=0 (平家建て)	×
	の住宅		$A + B + C < 100 \text{m}^2$	
住宅A 2階	(附属車庫		(2階建て)	×
住宅B 車庫C 1階	あり)		$A + B + C \ge 100 \text{m}^2$	
			(2階建て)	
	一戸建て	新築	$A + B < 100 \mathrm{m}^2$.,
住宅A 2階	の住宅			×
住宅B 車庫C ※ 1階	(別棟の附		$A + B \ge 100 \mathrm{m}^2$	
	属車庫あり)			0
	一戸建て	増築	$A < 100 \mathrm{m}^2$	
増築A 2階	の住宅			×
既存 1階			$A \ge 100 \mathrm{m}^2$	

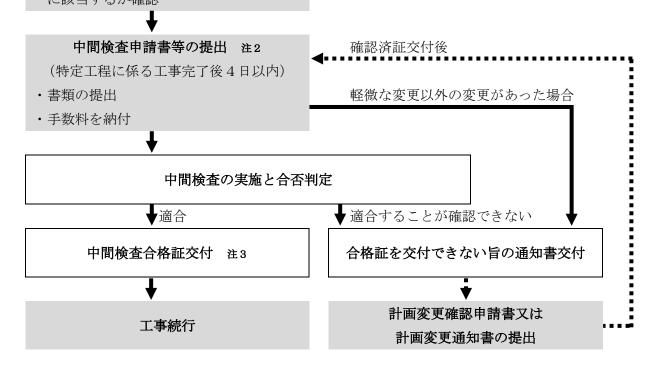
※別棟の附属車庫は、中間検査対象外。

4. 中間検査の流れ

事前協議 注1

(提出7日程度前)

- ・提出書類の確認
- ・中間検査申請書又は特定工程終了通知書 の記入について打合せ
- ・検査日程等の調整
- ・計画の変更がある場合は、軽微な変更 に該当するか確認



- 注1 義務ではありませんが、計画どおりに工事を進めるためにも、事前協議を実施することを 推奨しています。事前協議については、担当者にご連絡ください。
- 注2 次の事項を満たしてください。
 - ①工事監理者が着工前に選任されていること。
 - ②工事監理者の監理により、不適合である部分を認知した場合は、必要な手直しが行われていること。
 - ③設計変更があった場合は、計画変更確認申請等の必要な手続きが完了していること。
 - ④「工事監理の状況(中間検査申請書第四面)」が的確に記載されていること。
- 注3 中間検査合格証交付後でなければ、特定工程後の工程を施工できません。

5. 提出書類

中間検査申請又は特定工程終了通知にあたっては、以下の書類(確認申請書等に添付したものは除く。)を提出してください。ただし、法第7条の5の規定による特例を適用する場合は、「共通」欄の書類のみ提出してください。

			法第6条第1項第2号又は 第3号に規定される建築物	左記以外の建築物			
			中間検査申請書等				
				「段終了通知書・規則別記第42号の17様式)			
			(中間検査申請書:規則別記第26号様式、特定工程終了通知書:規則別記第42号の17様式) 対象建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(規則第4条の8第1項第一号)				
			※直前の確認を受けた建築主事に対して行う場合は不要(規則第4条の8第2項)				
			法第7条の5の適用を受けようとする場合は、以下の部分を写した写真				
			(規則第4条の8第1校第二号)				
			・屋根の小屋組の工事終了時				
			・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力	力壁の工事終了時			
				の基礎の場合に限る。)の工事終了時			
				こおける対象建築物に係る構造耐力上主要			
添			な部分の軸組、仕口その他の接合語				
付付	11. >≠		※既に中間検査を受けている建築物にあっては、	直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る			
付書類	共通		軽微な変更説明書 (規則第4条の8第1項	第三号)			
類			※直前の確認又は中間検査を受けた日以降に軽額	数な変更が生じた場合			
			木造の建築物で、壁を設け、又は筋か	いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口			
			の構造方法を明示したもの(市細則第4				
			壁又は筋かいの位置及び種類並びに減	通し柱の位置を明示したもの			
			(市細則第4条第1項第二号)				
			令第46条第4項の規定について検討				
			基礎の構造方法を明示したもの(市細				
			委任状又はその写し (規則第4条の8第1	項第五号)			
		_	※代理者が申請を行う場合				
			中間検査チェックシート	+. 44			
			=				
	杭工						
	事地盤		他工報告書 製品成績書				
	地盛 改良		衆				
	工事						
			地盤の許容応力度及び基礎杭の許				
	그녀 최근		容支持力算定根拠となる資料				
提	地盤 調査						
不	刚且						
示書類			鉄筋のミルシート	ロー町数の仏辺がわぶり写真			
_			郵筋のミルシート 配筋の状況がわかる写真	□ 配筋の状況がわかる写真			
検	鉄筋		ガス圧接の引張試験報告書				
查	工事		2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				
終了							
検査終了後返			基礎、地中梁の断面寸法がわかる	□ 基礎、地中梁の断面寸法がわかる			
返	コンク		写真	写真			
却	リート工事		コンクリート4週圧縮試験報告書				
			鉄骨のミルシート				
			鉄骨工事施工計画書及び				
	鉄骨		検査成績書				
	工事		超音波探傷試験報告書				
			仕口、継手、柱脚等の鉄骨加工状況				
			が確認できる写真				

6. 申請等手数料

1件当たりの床面積の合計(検査対象床面積)に応じて、以下のとおりです。

1件あたりの床面積の合計	手数料 (円)
30㎡以内	14, 000
30㎡を超え、100㎡以内	18,000
100㎡を超え、200㎡以内	23, 000
200㎡を超え、500㎡以内	32,000
500㎡を超え、1,000㎡以内	51,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内	66, 000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内	140, 000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内	230, 000
50,000㎡を超える	460, 000

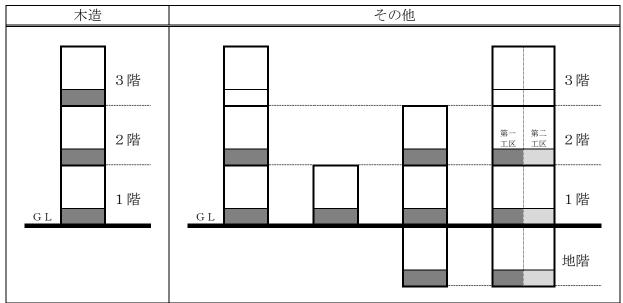
弘前市手数料条例(平成18年2月27日弘前市条例第69号)別表第2 36の項

【検査対象床面積】

検査対象床面積は、特定工程に係る工事完了時点での床面積に応じて算定します。中間検査申請 書等の提出にあたっては、当該床面積を算定してください。

木 造:延べ面積(屋根工事完了時点で検査を行うため。)

その他: 2階以下を対象として床面積を算定。工区ごとに中間検査を受ける場合は、その工区 ごとに床面積を算定し、中間検査を受ける。



***(第一回)検査対象床面積算定対象部分

· · · (第二回) 検査対象床面積算定対象部分